

独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所受託研究規程

(総則)

第1条 独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という）が、国、地方公共団体、労働災害防止団体、公益法人、民間企業及びその他の団体等からの依頼に応じて受託する研究等（以下「受託研究」という。）については、この規程の定めるところによる。

(研究委託の申請)

第2条 研究所は、研究等を委託しようとする者（以下「委託者」という。）に対し、次に掲げる事項を記載した申請書（以下「研究委託申請書」という。別紙様式1）を提出させるものとする。

- 一 委託者の名称、所在地、代表者及び担当者
- 二 委託する研究等の課題名、目的、内容及び実施期間
- 三 予定委託金額
- 四 その他研究委託申請に必要な事項

(受託の決定)

第3条 研究所は、研究委託申請書に基づき、当該受託研究が研究所の設立目的（独立行政法人労働者健康安全機構法第3条）に合致すること、当該受託研究を行うことにより研究所の業務に支障を生じないこと等を勘案し、適否を決定する。

2 研究所は、当該受託研究の受託の承認又は不承認を委託者に通知しなければならない。

(契約の締結)

第4条 研究所が、研究等を受託するときは、委託者と研究受託契約（以下、「契約」という）を締結するものとする。

(研究受託契約の締結)

第5条 前条の研究受託契約の締結に当たっては、別紙様式2又はそれに準じる様式により、次の各号に掲げる事項を記載した契約書を作成するものとする。

- 一 受託研究の課題名
- 二 受託研究の目的及び概要

- 三 受託研究を実施する主たる場所
 - 四 受託研究の開始及び完了の時期
 - 五 受託研究の受託料の額ならびに受取の時期及び方法
 - 六 受託研究の受託料が適正に支払われないときの措置
 - 七 受託研究の遂行が困難となったときの措置
 - 八 研究所が、受託料によって購入した設備、備品等の受託研究の完了後の帰属
 - 九 受託研究の実施の結果得られた技術が、特許権・実用新案権又は意匠権の対象となったときの権利の帰属及びその実施の方法
 - 十 その他必要な事項
- 2 前項の規定は、契約の内容を変更しようとする場合に準用する。

(受託料)

第6条 受託研究の受託料の額は、物品購入費、消耗品費、旅費、謝金等、当該受託研究遂行に直接必要な経費に相当する額（以下「直接経費」という。）、技術料及び当該受託研究遂行に関連し直接経費以外に必要な経費を勘案して定める額（以下「間接経費」という。）の合計額とする。

(受託料の納付)

- 第7条 委託者は、契約締結後、すみやかに研究所が指定する銀行口座への振り込みにて、受託料全額を研究所に納付しなければならない。ただし、複数年度に渡る研究の場合は、各年度毎の必要額を当該年度の納付期限までに納付するものとする。
- 2 前項の場合において、やむを得ない事由があると認めるときは、同一年度分の必要額を分納とすることができる。

(受託料未納時の措置)

第8条 研究所は、委託者が定められた期日に受託料を納付しないときは、契約を解除することができる。

(受託研究の中止及び契約の解除)

- 第9条 研究所は、前条の規定による場合の他、次の各号に該当する場合は、受託研究を中止し、契約を解除することができる。
- 一 天災事変その他不可抗力により、受託研究の遂行が困難となった場合
 - 二 委託者より中止の申出があった場合

- 三 独立行政法人労働者健康安全機構法第16条第2項に規定されている厚生労働大臣から必要な調査及び研究の実施が求められたこと等により、研究所の業務の遂行上、研究施設・設備の使用が困難となった場合
- 2 研究所は、前項の規定により契約を解除した場合に委託者の受ける損害については責を負わない。

(受託料の返還又は免除)

第10条 研究所は、委託者が納付し、又は納付すべき受託料については、原則として返還又は免除しない。ただし、次の各号に該当する場合は、受託料の全部又は一部を返還又は免除することができる。

- 一 研究所の都合により受託研究を中止した場合
- 二 研究所が、委託者の受託研究中止の申出をやむを得ないと認めた場合

(受託研究の終了又は中止若しくは延期したときの措置)

第11条 研究所は、当該受託研究を終了したとき又は中止若しくは延長する必要があるときは、遅滞なく、その経過及び結果を、文書により委託者に報告しなければならない。

(機密の保持)

第12条 研究所は、当該受託研究に関する委託者の機密に関する事項を委託者以外の方に対して漏らしてはならない。ただし、その機密の保持が公共の利益を損なうと認められる場合は、研究所は当該研究に関して知得した機密に関する事項を委託者以外に公表することができる。

- 2 前項の場合において、委託者の業務に支障を生ずる恐れのある事項が含まれる場合は、委託者は研究所に対し、発表内容の見直しを求めることができる。

(特許)

第13条 受託研究に随伴して生じた研究担当者による発明に係る特許を受ける権利は当該発明者が取得するものとし、当該権利又は当該権利に基づく特許権は、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所職務発明規程に基づいて、研究所が承継する。また、実用新案その他の知的所有権の対象となるものについても同様とする。

(特許権等の取扱い)

第14条 前条の規定により研究所が承継した特許を受ける権利又は当該権利に基づく特

許権について、委託者又は委託者の指定する者(以下「委託者等」という。)がその実施を希望する場合には、あらかじめ研究所の承認を受けなければならない。

- 2 研究所は、前項の規定により実施を承認した期間内にあつては委託者等以外の者に対して当該特許権等の実施を許諾してはならない。ただし、委託者等以外の者が当該特許権等の実施を行えないことが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、委託者等以外の者に対して当該特許権等の実施を許諾することができる。
- 3 前条の規定にかかわらず、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所職務発明規程等に基づき、研究所が、特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権の一部又は全部を研究担当者に帰属させようとする場合には、あらかじめ委託者の同意を得るとともに契約書にその旨を記載する。
- 4 前3項の規定は、次の権利について準用する。
 - 一 実用新案権及び実用新案登録を受ける権利
 - 二 意匠権及び意匠登録を受ける権利
 - 三 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権及び回路配置利用権の設定を受ける権利
 - 四 種苗法(昭和22年法律第115号)第12条の5第1項各号に掲げる行為をする権利及び同法第11条に規定する品種登録を受ける権利
 - 五 著作権法(昭和45年法律第48号)第2条によって規定された著作物であつて、研究所及び委託者が特に指定するものに係る同法第21条から第28条までに規定する権利
 - 六 第一号から前号までに掲げる権利の対象とならない技術・情報のうち秘匿することが可能で財産的価値があるものであつて、研究所及び委託者が特に指定するものを使用する権利
- 5 研究所は、研究所が承継した特許権又は実用新案権の一部を委託者に譲渡することができる。

(特許権の共有)

第15条 研究所は、当該受託研究の実施に対する委託者の貢献の度合が特に大であると認められるときは、前条により研究所に帰属した特許を受ける権利を委託者と共有することができる。

(研究終了の報告等)

第16条 研究受託者は、当該研究を終了したときは、遅滞なくその研究成果を委託者に

通知しなければならない。

- 2 研究受託者は、第9条の規定により受託研究を中止し、又は研究期間を延長した場合は、その事由を付して遅滞なく文書にて委託者に通知しなければならない。

(細則)

第17条 この規程に定めるもののほか、研究所は受託研究の実施に関し必要な細則を定めることができる。

附則

この規程は、平成20年1月8日から適用する。

附則 (平成28年3月31日)

この規程は、平成28年4月1日から適用する。